甲府八幡町・御崎町・手子町において五か年間馬市の仕法書

文化十一戌年

牛馬市仕法書

恐れながら馬牛市仕法、書付けをもって申し上げ奉り候、
一九か町名主ども一同、牛馬市の儀、御訴訟申し上げ奉り候に付き、この度右市仕法書差し上げ奉るべき旨仰せ渡され畏み奉り候、これにより恐れながら左に申し上げ奉り候
一御公儀様御法度の儀は申し上ぐるに及ばず、喧嘩口論等これ無き様に仕り、別して火の元入念昼夜断絶無く、名主はもちろん町役人ならびに竪町丹治郎相廻り、家

別に相改め怪しき義これ有り候はば、早速御訴訟へ申し上ぐべき候事

一牛馬市場の義は八幡町・御崎町・手子町三町にて仕るべく候事

一年限の義は五か年の間願い上げ奉り候事

一市数の儀は一か年に三度あて仕り候事

一市日数の儀は三月十日より二十日迄、六月二十日より晦日迄、八月二十日より晦日迄、右の日限仕り度く候事

一市日数の内万一往還御用触れこれ有り、多分寄馬の内市場へ携り候儀もこれ有り、御差し支へにも相成り申すべく候間、その時々いつ成りとも早々市相休み申すべく候、もっとも右休日の分日送りに市相立て申したく存じ奉り候事

一冥加金の義は、一か年に付き永五貫文あて竪町丹次郎より上納奉り候事

一牛馬市取締りの義は、丹次郎に取扱わせ

不正の義これ無き様牛馬売買い正路に致させ申すべく候もっとも牛馬売買いの節改めさせ、役牛馬の訳くわしく存じ罷り在り候もの五・八人も相立て、もっとも名前書上げ仕り置き影底等これ無き様、随分入念相改め売買い仕らせ申すべく候事

一牛馬売買いに付き諸入用世話代の義は、右売買い人どもと一同相談の上、牛馬代金一両に付き何程相定め申すべく候事

一牛馬出所相糺し帳面に記し、怪しき牛馬買い決して致させ申すまじく候事

一牛馬泊り場の義は、右町々明き屋敷多分御座候に付き相応の地代金をもって、丹治郎方へ貸地に付き、左候へばこれ迄損失御座候屋敷ども、少々あても用立ち申し候へば助成に相成り申すべく候事

一牛馬売買い人止宿の義は、右町々にて宿仕り一汁一菜に定め、びた百文づつにて相泊り候積りもっとも牛馬売り人の義は、人馬共に止宿致させ

候但し買い人の義は柳町旅籠屋に止宿致させ、牛馬買い取り候はば泊り致させ、勿論毎夜宿帳をもって銘々相改め、牛馬売買い人の外決して留め申すまじく候事

右十三ケ条の趣私ども委しく相改め一同承知仕り候、これにより恐れながら書付けをもって申し上げ奉り候以上

文化十一戌年

久保町　伝左衛門　（印）

元穴山町

広小路　政右衛門　（印）

畳町

白木町　治左衛門　（印）

袋町　藤左衛門　（印）

八幡町

御崎町　丹右衛門　（印）

手子町

おって故障これ有る村々は下げ札致し、なお又御役所へ書付け差し出すべく候以上

甲府上府中八幡町・御崎町・手子町・右三町において牛馬市いたしたき段、同所久保町・元穴山町・袋町・畳町・広小路

白木町・八幡町・御崎町・手子町・右九か町名主ども一同、甲府勤番支配堀田河内守殿・大久保豊後守殿役所へ願い出で、在町故障これ無きにおいて、願いの通り牛馬市申し付くべき旨懸け合いこれ有り候に付き、牛馬市立て方別紙仕法書一冊相添へ触れ達し候条、右仕法書とくと熟覧いたし、小前のものども迄洩れざる様

申し聞かせ、故障の有無廻状村名下へ下げ札致し、廻状早々順
達留まり村より即刻持参相返すべき者なり
甲府
御役所　当村始め
亥二月九日
中下条へ継